

委託契約書(案)

- 1 業務の名称 福島県立みなみあいづ支援学校給食配送業務委託
- 2 業務の内容 別紙仕様書のとおり
- 3 契約の金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 4 契約の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 契約保証金

上記の業務について、委託者 福島県 を甲とし、受託者 を乙として、次の条項の定めるところにより契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、福島県立みなみあいづ支援学校の学校給食の配送業務(以下「業務」という。)を本契約及び別紙仕様書に定めるところにより乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(法令上の責任)

第2条 乙は、業務の遂行に当たっては、学校給食本来の目的に寄与するとともに食品衛生法(昭和22年法律第233号)、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他関係法令を遵守するものとする。

(毎月の報告義務)

第3条 乙は、各月の配送等の実績を翌月の10日までに甲へ報告するものとする。

(委託料の請求及び支払)

第4条 乙は、別紙1「支払内訳書」に基づき、実施月の翌月に適法な請求書により委託料の支払いを甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による支払請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、業務の委託を第三者に再委託してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、本契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引受けさせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を受けたときは、この限りではない。

(調査報告)

第7条 乙は、甲から業務の実施に関し、調査報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(業務の責任者)

第8条 乙は、業務の責任者を定め、業務の実施に関し、その業務の責任者が乙を代理して甲との連絡調整にあたり、かつ、当該業務に係る乙の従業員を作業上及び身分上指揮監督するようにしなければならない。

2 乙は、業務責任者及び業務従事者を定めたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(法令上の責任)

第9条 乙は、業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の規定に従って行うとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。

2 乙は、従事者に対する業務履行に関する指示、労働時間等の指示及び職場秩序の維持確保に関する一切の指揮命令を、前条で定めた責任者にこれを行わせるものとする。

3 甲は、乙に労働関係法規の遵守状況について説明を求めることができる。

4 乙は、労働関係法規について、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は罰則の対象となった場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

(不適格な従業員の排除)

第10条 甲は、乙の責任者及び従業員について不適格と認められるときは、乙に対して入れ替えを求めることができるものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、業務の実施に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙の秘密保持義務は、本契約が終了し、又は解除された後においても継続する。

(事故等の報告)

第12条 甲は、業務の履行にあたり事故等が発生した場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(経営状況の報告)

第13条 甲は、必要に応じ、乙に経営状況の報告を求めることができる。

(立会、監督)

第14条 甲は、必要があると認める場合は、甲の職員を業務に立ち合わせ、乙の履行状況を監督させることができる。

(履行遅延による違約金)

第 15 条 乙は、正当な理由なく業務の履行に遅延があったときは、遅延日数に応じ、契約金額に年〇. 〇パーセントを乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定により計算した違約金の総額が 1 0 0 円に満たないときは、当該違約金の支払いは要しないものとする。

3 第 1 項の規定により計算した違約金に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(契約の解除権等)

第 16 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 乙が契約を履行しないとき、又は履行を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 乙が正当な理由により契約の解除を申し出たとき。

三 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

四 乙が第 6 条、第 11 条の規定に違反したとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ その他の契約に当たり、その相手がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者をその他の契約の相手方としていた

場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 17 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰す事のできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（契約内容の変更）

第 18 条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、契約内容を変更することができる。

（談合による損害賠償）

第 19 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員またはその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（契約終了時の引継ぎの実施）

第 20 条 乙は、本契約の終了に先立ち、甲又は甲の指定する者に対する業務の引継ぎに要する期間を本契約期間中に設け、円滑に業務の引継ぎを行わなければならない。

2 業務の引継ぎに際し、甲及び甲の指定する者からの資料等の請求については、乙の不利益になると甲が認めた場合を除き、乙は、これに全て応じるものとする。

3 甲が引継ぎが完了していないと認めた場合は、委託期間終了後であっても、乙は、無償で業務の引継ぎを行うものとする。

4 甲は、乙が前項の規定に違反し、損害が生じた場合は、乙に対しその損害額の賠償を求めることができる。

（履行不能の場合の措置）

第 21 条 乙は、天変地異その他乙の責めに帰することができない事由により、契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承諾を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は、当該部分についての契約金の支払義務を免れるものとする。

（諸経費）

第 22 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（公租公課の負担）

第 23 条 本契約及び本契約に基づく一切の業務の実施に関連して生じる公租公課は、特段の規定がある場合を除き、全て乙の負担とする。

（協議事項）

第 24 条 本契約に定めのない事項及び本契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第 25 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄とする。

(個人情報の取扱い)

第 26 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別紙 2 「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

上記の契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 4 月 1 日

甲 (委託者) 福島県南会津郡南会津町田島字田部原 2 6 0 番地
福島県
福島県立みなみあいづ支援学校長 ○○ ○○

乙 (受託者)

別紙1

支払内訳書

(単位：円)

年	月別	委託料支払金額
令和8年	4月分	
	5月分	
	6月分	
	7月分	
	8月分	
	9月分	
	10月分	
	11月分	
	12月分	
	令和9年	1月分
2月分		
3月分		
計		

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又

は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。